

# 電気需給約款

## 【低圧】

2020年9月1日施行  
2022年11月1日改定

株式会社 能勢・豊能まちづくり

<b>I 総則</b> .....	<b>3</b>
1. 目的.....	3
2. 約款の変更.....	3
3. 定義.....	3
4. 単位および端数処理.....	4
5. 実施細目.....	4
<b>II 契約の締結</b> .....	<b>4</b>
6. 需給契約の申込み.....	4
7. 需給契約の成立および契約期間.....	5
8. 需要場所.....	5
9. 需給契約の単位.....	5
10. 供給の開始.....	5
11. 供給の単位.....	5
12. 需給契約書の作成.....	5
13. 承諾の限界.....	6
<b>III 契約種別および料金</b> .....	<b>6</b>
14. 契約種別.....	6
15. 料金等.....	6
<b>IV 料金の算定および支払い</b> .....	<b>6</b>
16. 料金の適用開始の時期.....	6
17. 検針日.....	6
18. 料金の算定期間.....	6
19. 使用電力量の算定.....	6
20. 料金の算定.....	7
21. 日割計算.....	7
22. 料金の支払義務および支払期日.....	7
23. 料金その他の支払方法.....	7
24. 延滞利息.....	8
<b>V 使用および供給</b> .....	<b>8</b>
25. 適正契約の保持.....	8
26. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	8
27. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	9
28. 供給の停止.....	9
29. 供給停止の解除.....	9
30. 供給停止期間中の料金.....	9
31. 違約金.....	10
32. 供給中止または使用の制限もしくは中止.....	10
33. 制限または中止期間中の料金.....	10
34. 損害賠償および債務の履行の免責.....	10
35. 設備の賠償.....	10
<b>VI 契約の変更および終了</b> .....	<b>11</b>
36. 需給契約の変更.....	11
37. 名義の変更.....	11
38. 需給契約の終了.....	11
39. 解約等.....	11
40. 需給契約の解約にともなう費用相当額の申受け.....	12
41. 需給契約終了後の債権債務関係.....	12
<b>VII 供給方法、工事、および工事費の負担</b> .....	<b>12</b>
42. 供給方法および工事.....	12
43. 工事費負担金等相当額の申受け等.....	12
<b>VIII その他</b> .....	<b>12</b>
44. 反社会的勢力の排除.....	12

4 5.	準拠法 .....	13
4 6.	管轄裁判所 .....	13
4 7.	信用情報の共有 .....	13

## 別表

1.	再生可能エネルギー発電促進賦課金 .....	1
2.	燃料費調整 .....	1
3.	契約種別 .....	4
4.	電気料金 .....	7
5.	日割計算の基本算式 .....	9
6.	負荷設備の入力換算容量 .....	9

# 電気需給約款

## I 総則

### 1. 目的

この電気需給約款【低圧】（以下「本約款」といいます。）は、株式会社能勢・豊能まちづくり（以下「当社」といいます。）が、関西電力送配電株式会社管内において、お客さまに対し、電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。お客さまは、本約款の個別の条項について承諾するものといたします。

### 2. 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令の制定もしくは改廃、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。
- (2) 前項の場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【低圧】によります。
- (3) 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - イ) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
  - ロ) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
  - ハ) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない軽微な変更である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明し、契約変更前および契約変更後の書面交付をしないことといたします。
- (4) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、3.6（需給契約の変更）の定めにかかわらず、本約款を変更いたします。この場合の本約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。

### 3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) お客さま：当社から、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けることを希望する方のことをいいます。
- (2) 低圧：標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (3) 電灯：白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器：主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動力：電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

- (6) 供給地点：当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
- (7) 供給地点特定番号：対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (8) 契約主開閉器：契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (9) 契約電流：契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 1 0 0 ボルトに換算した値といたします。
- (10) 契約容量：契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (11) 契約電力：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (12) 使用電力量：お客さまが使用した電力量であり、当該一般送配電事業者が設置した計量器より供給電圧と同位の電圧で計量された 3 0 分ごとの値をいいます。ただし、やむを得ない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量した使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。
- (13) 消費税等相当額：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金単価および燃料費調整単価には消費税等相当額を含みます。
- (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 3 6 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

#### 4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。契約電力の単位は、1 キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

- (1) 使用電力量の単位は、1 キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、3 0 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (2) 料金その他の計算における基本料金、従量料金、最低料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約の締結

#### 6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気需給契約【低圧】（以下、「需給契約」といいます。）の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

## 7. 需給契約の成立および契約期間

需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。

契約期間は、次によります。

- イ) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、継続後の契約期間のみを説明するものとし、継続後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることといたします。また、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 8. 需要場所

需要場所は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

## 9. 需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、1需要場所について電灯または小型機器と動力を合わせて使用する需要で、当社は複数の電気需給契約を締結することがあります。

## 10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。この場合の需給開始日は以下のとおりといたします。
  - イ) 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日といたします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日といたします。
  - ロ) 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申し込みをした後に到来する最初の検針日といたします。ただし、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 11. 供給の単位

当社は、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

## 12. 需給契約書の作成

当社が需給契約書の作成を必要と認める特別の事情がある場合には、電気需給契約書を作成いたします。

### 13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他やむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## Ⅲ 契約種別および料金

### 14. 契約種別

契約種別は、別表3（契約種別）に定めるところによります。

### 15. 料金等

料金等は、別表（電気料金）に定めるところによります。

## Ⅳ 料金の算定および支払い

### 16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 17. 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

### 18. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定める料金の算定期間(以下「計量期間等」といいます。)に準じるものとします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。

### 19. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る接続供給電力量とし、30分ごとに算定されます。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、前項の30分ごとに算定された使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (3) 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者により検針され、当社に通知されます。
- (4) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めることといたします。

- (6) 従量制供給のお客さまについて、検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付け  
ないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によ  
って定めます。

## 20. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ) お客さまに電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合
  - ロ) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 21. 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ) 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促  
進賦課金は、別表5（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。
  - ロ) 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
    - ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を  
除きます。）、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (2) 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終  
了日を除きます。また、20（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、  
変更のあった日から適用いたします。

## 22. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料  
金の請求額が確定した日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。また、需給契約が  
終了した場合は、需給契約の終了日以降に当社が検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請  
求額が確定した日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、当社  
は、支払期日を翌営業日にいたします。
- (5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお  
知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。なお、支払額が請求金額  
よりも過小の場合には、24（延滞利息）を適用いたします。

## 23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として、当社の指定した金融機関  
等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場  
合は、次のいずれかによります。
- イ) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立  
替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指  
定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
  - ロ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当  
社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。



- ハ) 当社との協議の結果、お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当該方法により支払われる場合、所定の手数料をご負担いただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものいたします。
- イ) (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等の口座に払い込まれたとき。
- ロ) (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ハ) (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

#### 24. 延滞利息

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

- (3) 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

### V 使用および供給

#### 25. 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 26. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (3) お客さまの電気工作物の検査等の業務
- (4) その他本約款によって、需給契約の成立、維持、変更もしくは終了に必要な業務
- (5) その他、お客さまの要望により、当社が立入りの必要があると判断した業務

## 27. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは、支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
    - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
    - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
    - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
  - 二) 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ) その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

## 28. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。
  - イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。
  - イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
  - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
  - ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

## 29. 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合であっても、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を当該一般送配電事業者に依頼いたします。

## 30. 供給停止期間中の料金

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間を「1月」として算定した料金を支払っていただきます。

### 3 1. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

### 3 2. 供給中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
  - イ) 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または生ずるおそれがある場合
  - ロ) 非常変災の場合
  - ハ) その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 3 3. 制限または中止期間中の料金

当社は、3 2（供給中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、原則として、その期間中についても供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

### 3 4. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 3 9（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 以下の各号の事由が発生したことにより当社による需給契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
  - イ) 地震等の天災地変が起きた場合
  - ロ) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
  - ハ) その他前各号に類する不可抗力事由が生じた場合

### 3 5. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## VI 契約の変更および終了

### 36. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合（契約種別の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、計量期間等の始期といたします。

### 37. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、当社が適切と判断した方法により申し出ていただきます。

### 38. 需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
  - イ) 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
  - ロ) 当社の責めとならない理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
  - ハ) 当社との需給契約を終了し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が終了するものといたします。

### 39. 解約等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、15日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。
  - イ) 当該一般送配電事業者の託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
  - ロ) お客さまが、支払期日を経過してなお料金を支払わない場合
  - ハ) お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合
- 二) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ホ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ヘ) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ト) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

- チ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
  - リ) お客さまがその他本約款に反した場合
  - ヌ) その他、当社がお客さまとの契約を継続できないと判断した場合
- (2) お客さまが、38（需給契約の終了）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らか場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は終了するものいたします。

#### **40. 需給契約の解約にともなう費用相当額の申受け**

当社が39（解約等）により需給契約を解約する場合には、当社は、需給契約の終了または解約に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

#### **41. 需給契約終了後の債権債務関係**

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

### **Ⅶ 供給方法、工事、および工事費の負担**

#### **42. 供給方法および工事**

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものいたします。

#### **43. 工事費負担金等相当額の申受け等**

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

### **Ⅷ その他**

#### **44. 反社会的勢力の排除**

- (1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、需給契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものいたします。
  - イ) 自ら、または自らの役員（業務を執行する社員、取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社もしくは実質的に経営関与する者、または、自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者（以下、各当事者といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会勢力またはその所属員（以下総称して、反社会的勢力といいます。）のいずれにも該当しないこと。

- ロ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、需給契約の締結および履行をするものではないこと。
- (2) (1)のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接・間接問わず以下に定める行為を行わないことを表明し、保証するものといたします。
- イ) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
- ロ) 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- ハ) 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
- ニ) 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- ホ) 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
- (3) 当社は、お客さまが(1)(2)のいずれかの一つにでも違反した場合は、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに需給契約を解除することができるものといたします。この場合、本項により解除されたお客さまの受けた損害について、当社は一切責任を負わないものといたします。

#### **45. 準拠法**

本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これらにしたがって解釈されるものといたします。

#### **46. 管轄裁判所**

需給契約に関する訴訟については、お客さまと当社、いずれかの地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

#### **47. 信用情報の共有**

当社は、お客さまが39（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

# 別表

## 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、定額制供給の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、これに準ずるものいたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、定額制供給の場合を除き、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、定額制供給の場合を除き、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、これに準ずるものいたします。

## 2. 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格



C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a. 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

- b. 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、これに準ずるものといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、定額制供給の場合を除き、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合には、最低料金適用電力量までは、

最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

定額制供給の場合は、燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

## (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

低圧で供給を受ける場合（定額制供給の場合を除く）：1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

ただし、従量電灯 A の場合には、最低料金適用電力量までは、2 円 47 銭 5 厘といたします。

また、定額制供給（定額電灯）の場合の基準単価は以下のとおりといたします。

電灯	10W までの 1 灯につき	64 銭 1 厘
	10W をこえ 20W までの 1 灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20W をこえ 40W までの 1 灯につき	2 円 56 銭 3 厘
	40W をこえ 60W までの 1 灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60W をこえ 100W までの 1 灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100W をこえる 1 灯につき 100W までごとに	6 円 40 銭 9 厘
小型機器	50VA までの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50VA をこえ 100VA までの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100VA をこえる 1 機器につき 100VA までごとに	3 円 82 銭 8 厘

## (3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)口によって算定された燃料費調整単価を、当社ホームページに掲載する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

### 3. 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

#### (1) おうち A・従量電灯 A

##### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a. 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- b. 1 需要場所において低圧電力と合わせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

##### ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

##### ハ) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって行います。

#### (2) 従量電灯 B

##### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a. 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b. 1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、aに該当し、かつbの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

##### ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### (3) 低圧電力

##### イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a. 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- b. 1 需要場所において従量電灯と合わせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希

望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、a に該当し、かつ b の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(4) 定額電灯

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものといたします。)が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

イ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ロ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ) その他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

また、契約決定方法は、以下のいずれかといたします。なお、契約当初の契約決定方法は、当該一般送配電事業者が当該需要場所に定めた方法となります。ただし、当該一般送配電事業者が負荷設備契約として契約決定方法を定めていた場合は、当社は実量契約に変更いたします。

イ) 実量契約

スマートメーターで計測した過去 1 年間（その月と前 11 か月）の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を契約電力として決定する契約方法となります。

a. 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 ヶ月の期間の各月の契約電力は、その 1 ヶ月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上本約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

b. 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力

は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

- c. 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 ヶ月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 ヶ月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 ヶ月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。

□) 主開閉器契約

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- a. 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は 200 ボルトといたします。

- b. 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

#### 4. 電気料金

##### (1) おうち A

料金は、最低料金若しくは従量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。（以下、表内は税込金額）

おうち A	従量料金
	円/kWh
	24

※ ただし、従量料金合計額が 300 円に満たない場合には、実際の使用電力量にかかわらず、1 契約につき最低料金を 300 円といたします。

##### (2) 従量電灯 A・従量電灯 B・

料金は、最低料金または基本料金、従量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。従量電灯 B は、使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。

	最低料金	従量料金		
	最初の 15kWh まで	15kWh をこえ 120kWh まで	120kWh をこえ 300kWh まで	300kWh 超過分
従量電灯 A・	1 契約	円/kWh		
	341.02	20.32	25.8	29.29
従量電灯 B・	基本料金	従量料金		
	円/kVA	最初の 120kWh まで	120kWh をこえ 300kWh まで	300kWh 超過分
		円/kWh		
	396.00	17.92	21.21	24.21

##### (3) 定額電灯

料金は、需要家料金電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき以下のとおりといたします。

需要家料金		77 円 00 銭
電灯料金	10W までの 1 灯につき	73 円 25 銭
	10W をこえ 20W までの 1 灯につき	109 円 11 銭

	20W をこえ 40W までの 1 灯につき	180 円 83 銭
	40W をこえ 60W までの 1 灯につき	252 円 55 銭
	60W をこえ 100W までの 1 灯につき	395 円 99 銭
	100W をこえる 1 灯につき 100W までごとに	395 円 99 銭

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき以下のとおりといたします。

需要家料金		77 円 00 銭
電灯料金	50VA までの 1 機器につき	197 円 32 銭
	50VA をこえ 100VA までの 1 機器につき	326 円 44 銭
	100VA をこえる 1 機器につき 100VA までごとに	326 円 44 銭

#### (4) 低圧電力

料金は、基本料金、従量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額、冬季の時間帯別調整単価(12月1日～翌年2月末日において10:00-16:00 はマイナス 3 円/kWh、6:00-10:00 および 16:00-21:00 は 3 円/kWh)を加えたものとします。使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。

低圧電力	基本料金	従量料金	
		夏季	その他季
	円/kWh	円/kWh	
	1078.00	14.62	13.13

## 5. 日割計算の基本算式

1月の基本料金×(日割計算対象日数/30日)  
といたします。

## 6. 負荷設備の入力換算容量

### (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、以下のイ、ロ、ハおよびニによります。

#### イ) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

#### ロ) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

#### ハ) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

#### ニ) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70



80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ) 単相誘導電動機

a.出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

b.出力がワット表示のものは、以下のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力(ワット)× 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ) 3 相誘導電動機

換算容量 (入力〔キロワット〕)
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、以下によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型 および移動型を含 みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治験用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア)の値と

			いたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

#### (4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、以下の算式によって算定された値といたします。

- イ) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント
- ロ) イ以外の場合  
入力(キロワット) = 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

- イ) (1)、(2)、(3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。